

# 平成 30 年度 予算編成及び施策に関する要望



邑南町 パラリンピック合宿誘致の取組

平成 2 9 年 9 月

島 根 県 町 村 会

平素から町村行政の推進と本会の運営に格別のご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いておりますが、地方ではアベノミクスの成果が未だ実感できる状況にはありません。今後はローカル・アベノミクスのさらなる展開により、その成果をしっかりと地域の隅々まで広げていただくことを大いに期待しているところであります。

喫緊の最重要課題であります人口減少対策と地域の活性化に向けた「地方創生」への取組みにつきましては、平成27年度に島根県内の各町村で策定した総合戦略に基づき、全力で取り組んでいるところです。

この総合戦略に盛り込まれた各種施策に対しては、国の責任において、地方創生推進のための財源の拡充を是非ともお願いいたします。

また、島根県内の各町村におきましては、これまでも若者の定住やU I ターン促進など地域活性化のための諸施策に積極的に取り組み、住民生活の安定に努めるとともに、少子高齢化や過疎化の進行に対応しながら魅力ある地域づくりにも取り組んで参りました。

一方で、安心安全な住民生活を確立するための社会資本の整備や、雇用の確保と所得の向上につながる産業振興や農林水産業の活性化への対応、子ども・子育て支援や教育環境の充実、そして厳しさを増している地方財政への対応など、課

題も山積しております。

これらの諸課題に対しては、過疎、離島など条件不利地域を多く抱え、財政基盤が脆弱である島根県内町村の実情を十分に踏まえた国による財政措置が不可欠であります。

つきましては、平成30年度の予算編成と今後の施策展開において実現していただきたい事項をとりまとめましたので、島根県内町村の厳しい実情をご賢察いただき、国におかれましては特段のご支援を賜りますようお願いいたします。

平成29年9月8日

島根県町村会長

石橋良治



## 1. 道州制導入反対について

道州制導入については、全国町村会において「強制合併につながる道州制の導入には、断固反対する」旨の特別決議を採択し、道州制の導入に反対する立場を明確にしている。

道州制導入を巡る議論は、こうした全国町村会一丸となった断固反対の姿勢等を踏まえ、一昨年、自民党道州制推進本部において、一旦基本法案の国会提出の当面見送り方針が決定されたものの、昨年からは議論再開の動きが出ている。

『道州制は地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、また、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏へのさらなる集中を招き、地域間格差は一層拡大する』との懸念、また『道州（広域）と基礎自治体という二層制によって地方自治を構成し、基礎自治体を事務権限の新たな受け皿として整備するために一定規模以下の市町村を再編・解消しようというねらい』、すなわち市町村合併を前提条件としているとの強い疑念がある。

平成の大合併の荒波を懸命に乗り切り、自治体としての存続を図ってきた私ども町村は、町村行政ひいては地域社会の崩壊につながりかねない、この町村の存亡がかかる道州制には断固反対であり、絶対に導入しないこと。

## 2. 行財政運営に必要な地方税財源の確保・充実について

町村が、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在制の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。ついては、次の事項が実現するよう、国において適切な措置を講じること。

### (1) 地方交付税の総額確保

地方財政対策においては、累積する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置し、必要な地方交付税の総額を確保するとともに、地方交

付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持すること。特に、子ども・子育て支援施策の充実や少子高齢化の進行に対応した地域福祉施策の充実に要する経費並びに伴い増嵩する社会保障費及び人口減少等特別対策事業費などの需要額を適切に算定すること。

なお、基準財政需要額を算定する際に用いられるトップランナー方式については、使用する単位費用に関し、民間委託などの歳出効率化の手法の展開に限界がある離島、中山間地域に位置する小規模な町村にまで、一律に歳出効率化の影響を及ぼすことがないよう慎重に制度設計を進めること。

また、一部においては、地方自治体における基金残高の増加を理由に地方交付税の削減を求めている声もあるが、地方自治体における基金は災害や不測の事態に備えるためのものであり、地方財政に余裕があるものではない。地方自治体の基金の内容や残高の増加要因等を理由に地方交付税を削減しないこと。

## (2) 自治体の多様な実情を踏まえた財政措置の充実強化

県内町村では、合併が進展し、行政区域が拡大したものの、依然として人口規模は小規模にとどまり、多くの町村は、過疎、辺地、離島、山村、豪雪等条件不利地域を抱えている。

さらに急激に進行する人口減少と少子・高齢化により地方交付税が減少し、特に、合併団体では、支所の統合等スリム化にも限界があり、厳しい行財政運営に陥ることが懸念される。

また、「平成の大合併」の際の合併算定替の特例が順次一本算定に移行していく状況も踏まえ、国においては、市町村の実情を的確に把握し、小規模な自治体にあっても自立的な行財政運営が維持できるよう、人口急減補正の拡充や段階補正の復元、さらには離島・中山間地域など条件不利地域における財政需要の丁寧な捕捉など、引き続き、実情に即した地方交付税制度となるよう見直しを行うこと。

## 3. 地方創生の推進について

国においては、東京一極集中を是正し人口減少に歯止めをかけること

を旨として、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び同基本方針に基づき、  
・地方創生の深化を実現する政策の推進  
・地方における地域特性に応じた戦略の推進  
・多様な地方支援の推進を柱に、最も緊急度の高い取組である地方創生の本格展開に向けて、その取組みを加速したところである。

このような国及び県の取組みに連携して、各町村においては、既に策定した地方人口ビジョンと地方版総合戦略に基づき、それぞれの目標達成に向け、総合戦略に盛り込んだ各種施策を着実に実行していくことが求められている。そのため、次の事項が実現するよう、国において適切な措置を講ずること。

#### (1) 地方創生推進財源の確保

各町村が総合戦略に基づいて実施する各種施策が継続的・安定的に行えるよう、国において地方創生推進財源を確保すること。

特に、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続拡充を図るとともに、地方創生推進交付金については、地域の実情に応じて効果的に活用できる自由度の高いものにし、かつ相当な規模を継続的に確保すること。

#### (2) 総合戦略の積極的な展開

人口減少社会を克服していくためには、日本全体として、都市圏への集中から地方分散型社会へ大きく転換させていくとともに、県においても、若者定住、UI ターンを促進する環境づくりを積極的に行っていく必要がある。

離島、中山間地域における定住施策としては、子育て支援策をはじめ、雇用施策、住宅施策など定住促進施策全般の充実強化が重要であり、特に次の施策を積極的に推進すること。

##### ① 子育て環境の充実

市町村が地域の実情に応じ、子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう「子ども・子育て支援制度」の実施に必要な財源を確保すること。

特に、中山間地域を中心に少子化に伴う定員割れの保育所が増加し、その経営を圧迫している。しかしながら、保育所については、地域の子育ての拠点であり、今後とも保育所は維持していかなければならない。一方、保育の質を落とすことなく様々な保育ニーズに対応するためには、正規の保育士配置が必要となっている。したがって、今後保育サービスの質と量を保つためにも、所要の財源を確保すること。

## ② 高度情報通信環境の整備

地方においても、高度情報通信環境の整備は、IT系企業誘致の必須条件であり、また在宅勤務による働く場の拡大、生活環境の改善の面から、若者定住等の重要な要素となっている。

離島や中山間地域など条件不利地域におけるブロードバンドなどの情報通信施設は、不採算のため民間通信事業者が自ら事業展開する環境になく、やむを得ず町村が整備を行って、サービスを提供しているのが実情である。

整備後相当の年数を経過したブロードバンド情報施設は、速度・容量ともに陳腐化してきており、地方創生の柱である若者定住施策の推進の観点からも、町村が行う既存CATV網などのグレードアップ更新が必要である。しかしながら十分な財政措置がなく、更新が進まない状況にあるため、必要な国庫補助金の枠の確保を行うなど所要の財政支援措置を講じること。

## 4. 森林環境税の早期導入について

森林は木材生産機能のみならず、水源涵養、国土や自然環境の保全、地球温暖化の防止など多面的な公益的機能を有している。一方で木材価格の低迷や後継者不足など林業を取り巻く環境は厳しいものとなっており、管理不十分な森林が増加する恐れがある。

このような状況の下、森林整備等に必要な財源に充てるため、平成29年度税制改正大綱において、「都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めるとを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る。」と明記されたことから、森林・林

加し、  
域の  
らな  
るた  
後保  
:

業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」を早期に導入すること。

また、事業実施にあたっては、市町村が主体的に実施できる制度にすること。

必須  
の面

どの  
る環  
ハる

・容  
の推  
新が  
ハ状  
支

全、  
評価  
にお

29  
を  
30  
林





津和野町 盆踊り



知夫村 赤はげ山